

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する歯科医師又は医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。

4 体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。

L002～L004 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2のロ及びハに限る。）、M003-3、M006（2のロに限る。）、M010からM010-3まで、M010-4（1に限る。）、M011、M011-2、M015からM015-3まで、M017からM021-2まで、M021-3（2に限る。）、M022、M023、M025からM026まで及びM030を除く。）を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

L002～L004 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2のロ及びハに限る。）、M003-3、区分番号M006（2のロに限る。）、M010、M011、M015、M015-2、M017からM026まで及びM030を除く。）を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

5 (略)

6 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 区分番号M 0 2 1－3 (1に限る。)及び区分番号M 0 2 9に掲げる有床義歯修理を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

7 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0－3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3－3、M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0からM 0 1 0－3まで、M 0 1 0－4 (1に限る。)、M 0 1 1、M 0 1 1－2、M 0 1 5からM 0 1 5－3まで、M 0 1 7からM 0 2 1－2まで、M 0 2 1－3 (2に限る。)、M 0 2 2、M 0 2 3、M 0 2 5からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M 0 0 0～M 0 0 0－3 (略)

M 0 0 1 歯冠形成 (1歯につき)

5 (略)

6 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 区分番号M 0 2 9に掲げる有床義歯修理を行った場合
所定点数の100分の50に相当する点数

7 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ (略)

ロ 歯冠修復及び欠損補綴 (区分番号M 0 0 0からM 0 0 0－3まで、M 0 0 3 (2のロ及びハに限る。)、M 0 0 3－3、M 0 0 6 (2のロに限る。)、M 0 1 0、M 0 1 1、M 0 1 5、M 0 1 5－2、M 0 1 7からM 0 2 6まで及びM 0 3 0を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M 0 0 0～M 0 0 0－3 (略)

M 0 0 1 歯冠形成 (1歯につき)

1～3	(略)
注1	(略)
2	1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び <u>レジン前装チタン冠</u> のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。
3	(略)
4	<u>1のイについて、接着冠のための支台歯の歯冠形成は、接着冠形成加算として、490点を所定点数に加算する。</u>
5	(略)
6	2のイについて、前歯の4分の3冠、 <u>前歯のレジン前装金属冠又はレジン前装チタン冠</u> のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。
7	(略)
	(削る)
	(削る)
8～10	(略)
M001-2・M001-3	(略)
M002	支台築造（1歯につき）
1	間接法
	イ (略)
	ロ ファイバーポストを用いた場合
	(1) 大白歯 <u>196点</u>
	(2) 小白歯及び前歯 <u>170点</u>
2	直接法

1～3	(略)
注1	(略)
2	1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び <u>接着ブリッジ</u> のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。
3	(略)
	(新設)
4	(略)
5	2のイについて、前歯の4分の3冠 <u>又は前歯のレジン前装金属冠</u> のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。
6	(略)
7	<u>2のイについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。</u>
8	<u>2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。</u>
9～11	(略)
M001-2・M001-3	(略)
M002	支台築造（1歯につき）
1	間接法
	イ (略)
	ロ ファイバーポストを用いた場合
	(1) 大白歯 <u>176点</u>
	(2) 小白歯及び前歯 <u>150点</u>
2	直接法

イ ファイバーポストを用いた場合	
(1) 大白歯	174点
(2) 小白歯及び前歯	148点
ロ (略)	
注1・2 (略)	
M002-2 支台築造印象 (1 歯につき)	50点
注 (略)	
M003 (略)	
M003-2 テンポラリークラウン (1 歯につき)	34点
注1 テンポラリークラウンは、前歯部において、 区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠、 <u>レジン前装チタン冠</u> 、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠、 <u>レジン前装チタン冠</u> 、硬質レジンジャケット冠若しくはCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1 歯につき1 回に限り算定する。	
2 (略)	
M003-3 (略)	
M004 リテーナー	
1・2 (略)	
3 <u>広範囲顎骨支持型補綴 (ブリッジ形態のもの) の場合</u>	300点
注 3については、保険医療材料料 (別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。) は、所定点数に含まれる。	
M005 装着	
1～3 (略)	

イ ファイバーポストを用いた場合	
(1) 大白歯	154点
(2) 小白歯及び前歯	128点
ロ (略)	
注1・2 (略)	
M002-2 支台築造印象 (1 歯につき)	34点
注 (略)	
M003 (略)	
M003-2 テンポラリークラウン (1 歯につき)	34点
注1 テンポラリークラウンは、前歯部において、 区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1 歯につき1 回に限り算定する。	
2 (略)	
M003-3 (略)	
M004 リテーナー	
1・2 (略)	
(新設)	
(新設)	
M005 装着	
1～3 (略)	

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CA M冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/ CAMインレー又は区分番号M017-2に掲 げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に 、歯質に対する接着性を向上させることを目的 に内面処理を行った場合は、内面処理加算1と して、それぞれについて45点、45点又は90点を 所定点数に加算する。	
2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する 接着性を向上させることを目的に内面処理を行 った場合は、内面処理加算2として、 <u>区分番号</u> <u>M010-3に掲げる接着冠ごとに45点を所定</u> <u>点数に加算する。</u>	
3 (略)	
M005-2～M009 (略)	
M010 金属歯冠修復（1個につき）	
1～4 (略)	
(削る)	
注 (略)	
(削る)	
<u>M010-2 チタン冠（1歯につき）</u>	1,200点
<u>M010-3 接着冠（1歯につき）</u>	
1 前歯	370点
2 臼歯	310点
注 接着ブリッジのための接着冠に用いる場合に算 定する。	
<u>M010-4 根面被覆（1歯につき）</u>	
1 根面板によるもの	190点
2 レジン充填によるもの	106点

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CA M冠又は区分番号M017-2に掲げる高強度 硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対 する接着性を向上させることを目的に内面処理 を行った場合は、内面処理加算1として、それ ぞれについて45点又は90点を所定点数に加算す る。	
2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する 接着性を向上させることを目的に内面処理を行 った場合は、内面処理加算2として、接着冠ご とに45点を所定点数に加算する。	
3 (略)	
M005-2～M009 (略)	
M010 金属歯冠修復（1個につき）	
1～4 (略)	
注1 <u>2について、前歯部の接着ブリッジのための</u> <u>金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。</u>	
2 (略)	
3 <u>3について、臼歯部の接着ブリッジのための</u> <u>金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれる。</u>	
	(新設)
	(新設)
	(新設)

M011	(略)	
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	1,800点
M012からM014まで	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
1	レジンインレー	
イ	単純なもの	128点
ロ	複雑なもの	180点
2	(略)	
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	1,200点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。	
M015-3	CAD/CAMインレー（1歯につき）	750点
注	<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠修復物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。</u>	
M016～M017	(略)	
M017-2	高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）	2,600点
注	(略)	
M018	有床義歯	
1	局部義歯（1床につき）	
イ	1歯から4歯まで	594点

M011	(略)	
	(新設)	
M012からM014まで	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
1	レジンインレー	
イ	単純なもの	124点
ロ	複雑なもの	176点
2	(略)	
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	1,200点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、 <u>臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。</u>	
	(新設)	
M016～M017	(略)	
M017-2	高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）	2,500点
注	(略)	
M018	有床義歯	
1	局部義歯（1床につき）	
イ	1歯から4歯まで	588点

	ロ 5歯から8歯まで	<u>732点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>972点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,402点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,184点</u>
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	<u>630点</u>
	ロ 5歯から8歯まで	<u>852点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>1,064点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,678点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,682点</u>
M020	鑄造鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>255点</u>
	2 二腕鉤	<u>235点</u>
M021	線鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>224点</u>
	2 二腕鉤（レストつき）	<u>156点</u>
	3 （略）	
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	<u>236点</u>
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
	1 磁石構造体を用いる場合	<u>260点</u>
	2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>350点</u>
	注 有床義歯（区分番号M018に掲げる有床義歯又は区分番号M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り、区分番号M030の2に掲げる軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。）に対して、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。	
M022	間接支台装置（1個につき）	<u>111点</u>
	注 （略）	

	ロ 5歯から8歯まで	<u>724点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>962点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,391点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,172点</u>
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	<u>642点</u>
	ロ 5歯から8歯まで	<u>866点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>1,080点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,696点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,704点</u>
M020	鑄造鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>251点</u>
	2 二腕鉤	<u>231点</u>
M021	線鉤（1個につき）	
	1 双子鉤	<u>220点</u>
	2 二腕鉤（レストつき）	<u>152点</u>
	3 （略）	
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	<u>232点</u>
	（新設）	
M022	間接支台装置（1個につき）	<u>109点</u>
	注 （略）	

M023	バー（１個につき）	
1	鋳造バー	<u>458点</u>
2	屈曲バー	<u>268点</u>
注	鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、 <u>62点</u> を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M024～M027及びM028	（略）	
	（修理）	
M029	有床義歯修理（１床につき）	<u>260点</u>
	注１～４（略）	
M030～M041	（略）	
	第２節・第３節（略）	
	第13部（略）	
	第14部 病理診断	
通則		
	（略）	
区分		
0000	口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）	
1	組織診断料	<u>520点</u>
2	（略）	
	注１～５（略）	
0001	口腔病理判断料（歯科診療に係るものに限る。）	
		<u>130点</u>
	注１・２（略）	
	第３章 経過措置	
第１章の規定にかかわらず、区分番号A000の注12のただし書の規定による加算は、令和６年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。		

M023	バー（１個につき）	
1	鋳造バー	<u>454点</u>
2	屈曲バー	<u>264点</u>
注	鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、 <u>60点</u> を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M024～M027及びM028	（略）	
	（修理）	
M029	有床義歯修理（１床につき）	<u>252点</u>
	注１～４（略）	
M030～M041	（略）	
	第２節・第３節（略）	
	第13部（略）	
	第14部 病理診断	
通則		
	（略）	
区分		
0000	口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）	
1	組織診断料	<u>450点</u>
2	（略）	
	注１～５（略）	
0001	口腔病理判断料（歯科診療に係るものに限る。）	
		<u>150点</u>
	注１・２（略）	
	（新設）	